

中国古代における石刻流行の社会的背景

後漢後半期における石刻流行の意義を明らかにするためには、刻石の目的を明確にする必要がある。刻石は、顕彰や記録（証拠）などを目的としていると思われるが、そのうちにも、単純な顕彰から、顕彰という形を通して、国家や個人やグループが、何らかのメッセージや主張を表明することを意図したもので、さまざまである。石刻流行の背後には、刻石が歓迎されるような政治・思想・人的結合関係・書写材料・文化（文学・史学）など各方面における状況があった。これらは相互に関連しあっており、従って石刻流行の原因及びその背景は単純ではないけれども、あるきっかけが与えられることで、万端に整えられていた準備の上に一気に開花した現象だと思われる。そうした石刻流行を現出させた社会の本質に迫るべく、今回は顕彰という側面にしほって考察したい。

角*
谷
常
子

1、前漢の顕彰

顕彰を、方向と方法から考えてみると、まず前漢では上から下への顕彰がほとんどで、その方法としては主に子孫の取立て・墓や閭の表示そして画が挙げられる。まず「表墓」の例としては、

東海有孝婦、少寡、亡子、養姑甚謹……其後姑自經死、
…吏捕孝婦、孝婦辭不殺姑。…太守竟論殺孝婦。郡中枯旱三年。後太守至、卜筮其故、于公曰：…於是太守殺牛自祭孝婦冢、
因表其墓、天立大雨、歲孰。〔漢書〕卷71 于定國
がある。これは冤罪で殺された孝婦のために太守が墓を表したものであるが、後漢時代のように、石を立てたとは書かれていないので、「表」の具体的な行為は不明だが、要するにそこが誰の墓所かをはっきりさせ、顕彰するのであろう。さらに

高帝撥亂誅暴、庶事草創、日不暇給、然猶修祀六國、求聘四皓、過魏則寵無忌之墓、適趙則封樂毅之後。及其行賞而授

位也、爵以功為先後、官用能為次序。後嗣共已遵業、舊臣繼踵居位。のように、賢者や功績のあった人物の子孫を封ずるなどの優遇策をとったり、また、

日碑母教誨兩子、甚有法度、上聞而嘉之。病死、詔圖書於甘泉宮、署曰、休屠王闕氏。〔漢書〕卷68 金日磾

甘露三年、單于始入朝。上思股肱之美、乃圖書其人於麒麟閣、法其形貌、署其官爵姓名。〔漢書〕卷54 蘇武

のように、絵を描くこともよく行なわれたようである。こうしたさまざまな顕彰はほとんどが上から下、即ち皇帝や地方官が行なっており、その目的は国家の理想とする臣民の姿を示し教化すること、あるいは統治方針を示して政治的安定を確保することである。

一方、顕彰の意味合いをもつものとして立祠もあるが、これは下から上の方向性をもつ。例えば、

慶為太僕……。慶於兄弟最為簡易矣、然猶如此。出為齊相、齊國慕其家行、不治而齊國大治、為立石相祠。〔漢書〕卷46 石奮

于定國：其父子公為縣獄史、郡決曹、決獄平、羅文法者于公所決皆不恨。郡中為之生立祠、號曰于公祠。〔漢書〕卷71 于定國

のように、吏民が地方官の善政に対して祠を建てたものだが、後光病、上官氏代聽事、下吏捕建、建自殺。吏民稱冤、至今涓城立其祠。〔漢書〕卷67 胡建

のように、冤罪で殺された地方官のために吏民が祠を立てたこの場合は、佐藤直人氏も指摘するように、単なる哀悼と思慕の念だけでなく、

抗議のメッセージが込められていよう。このように、立祠には中央への意思表示の意味もあったことは注意しておきたい。

2、後漢の顕彰

さて、こうした顕彰活動は後漢になるとどのように変化するのであるか。以上で見たような顕彰の方法は全て継続されているが、次のような変化が指摘できる。まず第一に、碑あるいは刻石という新たな顕彰手段の出現によって、顕彰の事例が格段に増えることである。そして顕彰の方向も、皇帝や地方官が臣下や吏民を、という上から下への方向だけでなく、属僚が上司を、門生・故吏が師・故主を、あるいは同輩といった、下から上あるいは横への方向が激増する。ただ墓碑を顕彰手段とみることは若干説明が必要かもしれない。墓碑は死者を悼んで立てられるものであるから、哀悼の念を表現しているのであり、顕彰というのは誤りだと考えられるかもしれないからである。確かに墓碑には死者に対する哀悼の念が述べられている。しかし、立碑の目的としてそれよりも重要なことは、「明德を旌む」（武班碑）し、「厥の勲を昭らかにす」（楊著碑）ること、徳を讃えることなのである。なぜならば、「功有りて書かざれば、後述ぶる無し」（張遷碑）、「惟れ銘勒の制、皆盛徳を紀し無窮に伝うるゆえん也。若し茲に刊せざれば、後哲曷んぞ聞かんや」（楊著碑）というように、功徳は明らかにして後世に伝えねばならないからである。後世に、しかも無窮に垂示するために堅牢な石に刻するのである。ただ墓碑の場合、紀功碑

のように具体的な業績・功績を取り上げてほめるのとは違い、一生を振り返って総決算をし、その功徳を称揚する、あくまでも人物全体に対する顕彰である点が特徴的である。こうした総決算を述べた文章は、誄と呼ばれるものがそれにあたるであろう。「礼記」曾子問に、

賤は貴を誄せず、幼は長を誄せざるは礼なり。

とあり、その鄭玄注に

誄は累なり。生時の行迹を累列し、之を讀みて以て諡を作る。諡は当に尊者に由りて成すべし。

というように、誄とは生前の行迹を連ねたものである。行迹を連ねるといっても、単に羅列するのではなく、「釈名」釋典芸に「誄は累なり。その事を累列して之を称す」とあるように、称揚のために連ねたものである。そしてこれに基いて尊者が諡を決めるのである。

このように、誄は本来諡を決定する材料となるものだから、諡を賜る者には同時に誄も贈られる。「漢書」景帝紀には

二年春二月令すらく、諸侯王薨じ、列侯の初めて封せられ及び国に之くや、大鴻臚、諡、誄、策を奏す。列侯薨じ及び諸侯の太傅初めて除せられ官に之くや、大行、諡、誄、策を奏す。

という規定がみえ、やはり誄と諡は一对となっている。

さて碑文をみてみると、誄と自称しているものが少数ながら存する（北海相景君碑・潘乾碑・費鳳碑）。また諡を定めたことを述べたもの（鮮于璜碑・衡方碑・魯峻碑・婁寿碑）もある。賤・幼は貴・長を誄せずという先の礼の規定にてらせば、門生故吏は師や故主の諡を決められないはずである。にもかかわらず、こうした私諡は、

年四十九、官に卒す。諸儒共に諡して宣明君と曰う。

〔後漢書〕文苑 夏恭

と、すでに光武帝の頃から見られ、荀爽が、

時人；又たその君父及び諸名士に私諡す。

〔後漢書〕列伝52 荀爽

と非難するように、当時はよく行われたようである。ともあれ、人生を振り返り、その功徳を褒称したのが誄である。誄と自称した碑文は決して多くないが、内容はまさに誄とみなしてよいだろう。帝王の誄のようにただ読み上げるだけでなく、それを石に刻して立てたのが墓碑なのである。

また、厳密に言えば墓碑や廟・祠堂碑のような碑ではないけれども、石に刻して顕彰するものがある（こうした石も、後世では碑と称するが）。例えば、

卒於官。詔書褒歎、賜穀千斛、刻石表閭。除子孝為太子舍人。

〔後漢書〕列伝29 淳于恭

と、皇帝が臣下のために里門に石を立てて顕彰したり、

為平陽侯相。到官、表襄遂之墓、立銘祭祠、擢用其後於歌詠之間。

〔後漢書〕列伝54 延篤

後冀州刺史賈琮使行部、過祠雲墓、刻石表之。

〔後漢書〕列伝47 李雲

のように、碑とは表現されないが、地方官が管轄内の人物に対して、墓に石を立てて顕彰（延篤の場合も「立」銘とあるので、石であろう）している。文献には「表閭」「表墓」といった表現が散見されるが、

以上のような例からすれば、立石という手段で「表」されたこともあったと思われる。ちなみに張遷碑には「刊石立表」「於是刊石豎表」と、碑を表と表現している。表とは標、つまり明らかに示すことをいい、目印という意味にもなるが、そこから顕彰するという意が生まれるのである。

もう一つ後漢時代の変化としては画を描く主体が地方官レベルにも広がり、かつ画に贊を書くようになることが挙げられる。まず皇帝の例をあげておくと、例えば、王莽・公孫述に仕えることを拒み、ついに毒を飲んで死んだ李業に対して、光武帝は

詔を下して其の閭に表し、益部紀に其の高節を載せ、形象を圖畫せしむ。
〔後漢書〕独行

と、里門に表示し、記録に残し、肖像を描かせている。光武帝は独行・逸民あるいは清名の士といわれた人々を積極的に招聘・顕彰しているが、これもその一環である。また明帝が建国の功臣28人を南宮雲臺に描かせたのは有名である。次に地方官の例の中でも前漢にはみられなかったものとして次のような事例がある。冀州刺史の朱穆は宦官の僭奢を糾弾するのがあまりに激しかったため、ついに輪作左校に処せられたが、彼の属僚である冀州從事は、

畫象を爲り聽事上に置かんと欲す。

〔後漢書〕列伝33朱穆 注所引謝承書

と、上司の肖像を描こうとしている。これは明らかに上司の処罰への抗議とともに、その正義を顕彰するためである。この画は聽事上、即ち役所内に置こうとしたのだが、このように地方官の肖像が役所に置

かれることは、次の史料からもわかる。『續漢書』郡国志 河南の條に引く應劭の「漢官」に、

郡府聽事壁諸尹畫贊、肇自建武、訖于陽嘉、注其清濁進退、所謂不隱過、不虛譽、甚得述事之實。後人是瞻、足以勸懼、雖春秋采毫毛之善、罰纖釐之惡、不避王公、無以過此、尤著明也。

とあり、河南尹の役所の壁には建武から順帝陽嘉年間までの歴代河南尹の肖像画と清濁進退が、ありのまま公平に書かれていたという。このように画には贊という論評が書かれていたことがわかるが、應劭自身、そうした贊を集めて状人記なるものを著したらしい。

初、父奉爲司隸時、並下諸官府郡國、各上前人像贊、劭乃連續其名、錄爲狀人紀。
〔後漢書〕卷38 應劭

これによると、應劭が資料としたのは、司隸校尉であった父の應奉が管轄下の諸官府郡国に提出させた前人の像贊であった。この「前人」がどのような人をさすのかはわからないが、必ずしもはるか昔の人を指す語ではないので、同時代人も含まれていたのではないかと思う。さらに役所の壁に肖像画があった例が、『三国志』魏書 曹休伝に引く魏書に、

休祖父嘗爲吳郡太守。休於太守舍、見壁上祖父畫像、下榻拜涕泣、同坐者皆嘉歎焉。

とみえる。このように当時は各地の役所に、おそらく長官の肖像があり、そこには彼等の事績と評価が書かれていたようである。これらは、当時の官吏の人物・成績評価のあり方を示すものとして興味深い。

以上のように、後漢になると皇帝から地方官さらには地方人士に至

るまで、さまざまな人的関係において、刻石や画という手段による顕彰が行なわれていたことがわかる。従来からある祭祀や里門の明示といった方法だけではなく、石や画及び贊が新たに出現・盛行したのであるが、そこにはそれまでの顕彰方法にはない特徴がある。それは人物そのものを視覚的に認識させること、文字情報として伝えること、公開という形をとること（もちろん場所によって完全な公開にはならないが）、そして改竄困難かつ永続性をもつ素材を用いること、などである。それではなぜ顕彰が盛んになったのか、それがなぜ上記のような方法で行なわれたのか。それにはやはり後漢末の政治的混乱による影響・地方豪族の勢力伸張・儒教倫理の浸透・史学・文学の萌芽・学問の普及などによる全国規模の人的交流と情報伝播の拡大などを背景とした、人物評論の風の盛行とそれに伴う自己表現・自己主張の風が挙げられよう。不安定な時代ではあるけれども、かつての戦国時代の如く新たな秩序そのものを構築せねばならなかった時代とは違い、すでに儒教という国家的秩序規範を不完全ながらも手に入れていた時代にあつては、安定の求め方も異なつてこよう。その一つが人物評論による人物の確定だったのではないか。名士はその一つの基準だったのだろう。人々は自分を主張し、かつ他人を見極めようとしていた。当時の不安定な社会は、少なくとも人の言動に敏感だったといえるだろう。そうした世間があるからこそ、財産分与に関わる内容を石に刻したり、趙岐が重病になつた時、兄子に「可立一員石於吾墓前、刻之曰、漢有逸人、姓趙名嘉。有志無時、命也奈何。」と、自らが時代に恵まれなかつた逸人であることを石に刻して墓前に立てよと遺言した

り、90歳余で亡くなる時には、「先自爲壽藏、圖季札・子産・晏嬰・叔向四像居實位、又自畫其像居主位、皆爲讚頌」と、季札などの賢者に囲まれた自分の画を描かせたのは〔後漢書〕列伝54 趙岐）、こうした社会に向けての自己主張の行爲とみなすことができよう。

(1) 佐藤直人「後漢德政碑の出現とその周辺―西狭頌摩崖を事例として―」
〔名古屋大学大学院文学研究科 二〇〇五〕

**The social background of setting up stone monuments
in Ancient China**

Tsuneko Sumiya